横浜市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱

制 定 平成20年12月18日 経観消 第 627号(局長決裁) 最近改正 令和 5 年11月 1 日 経 消 第 613号(局長決裁)

横浜市が定期検査業務を委託する指定定期検査機関(計量法(平成4年法律第51号(以下「法」という。))第20条第1項の規定に基づく指定定期検査機関)の指定に関する事務の取扱いは、法第26条から第33条まで、第35条から第39条まで並びに「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」(平成5年通商産業省令第72号(以下「省令」という。))の規定によるほか、この事務処理要綱による。

(指定定期検査機関の指定)

第1条 定期検査業務を委託する指定定期検査機関の指定は、必要に応じ、検査業務を行おうとする者を公募して行う。

(指定定期検査機関の指定の申請)

- 第2条 前条の規定による公募に応じて指定定期検査機関の指定を受けようとする者は、横浜市長 (以下「市長」という。)が指定する期間内に、指定申請書(様式第1)及び添付書類(以下「申 請書類」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 申請書類の提出は、電子データ又は紙媒体とし、紙媒体で提出する場合の部数は正本1通、副本5通(写し)とする。
- 3 添付書類は次に掲げるとおりとし、紙媒体で提出する場合は、原則として、日本産業規格A4とする。

	添付書類	留意事項		
1	定款又は寄付行為及び登記事項証明書	・登記事項証明書は全部事項証明書(申請日より 3か月以内のもの、写し可)		
2	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度 の最終日における財産目録及び貸借対照表			
3	申請の日を含む事業年度及びその翌事業年 度における事業計画書及び収支予算書	・定期検査に係る事項と他の業務に係る事項を 区分したもの(計量証明検査業務も他の業務と する)		
4	次に掲げる事項を記載した書面			
	ア 役員の氏名及び履歴、省令第2条の二に 規定する構成員(以下「構成員」という。) のうち、主たる者の氏名(構成員が法人であ る場合には、その法人の名称)並びに構成 員の構成割合	 ・役員全員の氏名及び履歴 ・役員の総括表として、役名、氏名、常勤・非常勤別、住所、法人名、役職及び役員就任年月日を記入した一覧表を提出する。 ・構成員の主たる者の氏名は、10名とする。なお、会員の種別がある場合は、種別ごとに10名を記載し、10名に達しない場合は全会員とする。 ・構成員の構成割合 ・組織図を添付する。 		
	イ 定期検査の業務を行う特定計量器の種類	・受任する範囲の特定計量器の種類		
	ウ 定期検査の業務を行う地域	・受任する範囲の地域		

		エ 1年間に定期検査を行うことができる特 定計量器の数	・受任する範囲の1年間に行うことができる検査対象事業所数及び特定計量器数の見込数を記載する。・指定計量証明検査機関にあっては、計量証明検査は含めない数とする。
		オ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の 数、性能、所在の場所及び所有又は借入れの 別	・器具、機械又は装置(以下「検査設備等」という。)の保管場所を明示する。・検査設備等を借り入れる場合にあっては、貸借契約書の写しを添付する。ただし、横浜市から借り入れる場合は、この限りでない。
		カ 定期検査を実施する者の資格及び数	・計量士登録証の写し、短期計量修了者にあって は、修了書を添付する。
		キ 定期検査以外の業務を行っている場合に は、その業務の種類及び概要	・業務の種類ごとに事業規模及び概要を記載する。
		ク 手数料の額	・横浜市手数料条例に定める額とする。
(5	申請者が法第 27 条 (欠格条項) 各号の規定 に該当しないことを説明した書面	・申請者が欠格条項に該当しない旨を説明した 書類(誓約書等)
(6	申請者が省令第2条の三(適合要件)の各 号の規定に適合することを説明した書類	・申請者が適合要件の各号の規定に適合することを説明した書類(誓約書等)
(7	その他	・その他市長が指示したもの

(申請の受付)

- 第3条 申請受付の手続きは次のとおりとし、公募の際に指定した期間内に行う。
- 2 申請受付窓口は横浜市経済局市民経済労働部消費経済課計量検査所とし、申請書類の体裁により以下のとおりとする。
- (1) 電子データは公募の際に指定する電子メールアドレスに送付
- (2) 紙媒体は前条第2項に規定する部数を申請受付窓口へ持参

(指定の検査)

- 第4条 指定定期検査機関の指定に係る検査は、原則書類検査とする。ただし、必要に応じて現地 検査を行うことができる。
 - (1) 書類検査は、申請内容について不備がないか検査を行う。
 - (2) 現地検査は、申請者の立会のもと申請書類の照合及び検査設備等の確認をし、検査を行う。

(審査)

第5条 指定定期検査機関の指定に関する審査は、前条に定める書類検査及び現地検査の結果を審査資料とし、別に定める審査基準により経済局長(以下「局長」という。)が行う。

(指定に係る通知)

第6条 市長は、選定結果について、指定定期検査機関指定通知書(様式第3-1)又は指定定期検 査機関審査結果通知書(様式第4)により申請者へ通知する。

(変更の届出)

第7条 指定定期検査機関は、第2条の規定に基づき提出した申請書類の内容に変更があった場合 は、遅滞なく指定申請書記載事項変更届(様式第5)を市長に提出する。

(指定の更新)

第8条 指定を更新するときは、第1条から第7条を準用する。この場合において、指定申請書と あるのは指定更新申請書(様式第2)と指定定期検査機関指定通知書とあるのは指定定期検査機 関指定更新通知書(様式第3-2)と読み替える。

(業務規程の提出)

第9条 指定定期検査機関は、業務規程の認可を受けようとするときは業務規程認可申請書(様式 第6)に業務規程を添えて、業務開始前までに市長に提出しなければならない。また、これを変更 しようとするときは業務規程変更認可申請書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(認可の通知)

第10条 市長は、第9条による業務規程が適正であると認められる場合には、業務規程認可通知書 (様式第8)を申請者へ通知する。

(業務の休廃止等)

- 第11条 指定定期検査機関は、定期検査業務の全部若しくは一部を休止又は廃止をしようとすると きは、3か月前までに業務休止(廃止)届出書(様式第9)を市長に提出する。
- 2 横浜市長は、業務休止 (廃止)の届出の収受及び指定の取消し並びに定期検査業務の停止を命じた場合は、その旨を横浜市報に告示する。
- 3 指定定期検査機関は、業務休止(廃止)届出書の提出又は指定の取消し若しくは定期検査業務の停止を命じられたときは、業務の継続に必要な事項を記した書類とともに、遅滞なく市長に引き継がなければならない。

(指定定期検査機関への立入検査)

第12条 市長は、適正な計量の実施を確保する観点から、指定定期検査機関に対し立入検査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めがない事項は、局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附即

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。